仲裁判断の承認及び執行についての検討項目案

仲裁判断の承認及び執行について

1 承認及び執行の要件(承認及び執行の拒否事由)について

仲裁判断は,当事者自治に基づくいわば私設の裁判であり,その強制的な実現を図るためには,その成立や内容についての適法性を審査する手続が必要となることから,執行許可に関する独立の裁判手続を設け,裁判所の判断によって強制執行を許可する仕組みを採用すべきものと解される。

このような裁判手続において,執行を許可する裁判を行うための実質的要件について,どのように考えるか。例えば,後記のモデル法(模範法)に倣い,これに準ずる承認又は執行の拒否事由を定め,仲裁判断は,それらの拒否事由がある場合を除き,承認され,執行することができるものとすることはどうか。

【コメント】

多くの立法例では、仲裁判断の取消原因と承認又は執行の拒否事由とをほぼ同一に規定し、仲裁判断の承認又は執行の手続においても、それらの事由の存否を判断の対象としており(仲裁検討会資料 10 の の1 1 頁以下 参照)、本項目についても、仲裁判断の取消原因の在り方を勘案しつつ、検討する必要がある。

後記のモデル法(模範法)第36条第(1)項は,ニューヨーク条約第5条第1項とほぼ同内容の規定である(ただし,同条約第5条第1項(a)は,当事者の能力の有無に関し,「その当事者に適用される法令により」判断するものとしているが,モデル法(模範法)第36条第(1)項(a)(i)は,この文言を削除している。)。

仲裁判断の承認又は執行の拒否事由としてモデル法(模範法)に準ずるものを定めるとすれば,それは,いわばニューヨーク条約を国内法化することを意味することになろう。

(参考)

- ニューヨーク条約第5条
 - 「1 判断の承認又は執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及 び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。
 - (a) 第2条に掲げる合意の当事者が,その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が,当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。
 - (b) 判断が不利益に援用される当事者が,仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。
 - (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
 - (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が,当事者の合意に従っていなかったこと又は, そのような合意がなかったときは,仲裁が行われた国の法令に従っていなかった こと。
 - (e) 判断が,まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は,その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により,取り消されたか若しくは停止されたこと。
 - 2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
 - (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
 - (b) 判断の承認及び執行が,その国の公の秩序に反すること。」
- ・ モデル法 (模範法) 第 3 6 条第(1)項
 - 「(1) 仲裁判断の承認又は執行は,それがなされた国のいかんにかかわらず,次の各号に掲げる場合にのみ,拒否することができる。
 - (a) 判断が不利益に援用される当事者の申立により,その当事者が承認又は執行の申立を受けた管轄裁判所に次の証明を提出した場合
 - (i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が,無能力であったこと,又はその仲裁合意が,両当事者がそれに準拠することとした法律により,もしくはその指定がなかったときは,判断がなされた国の法律により,有効でないこと。
 - (ii) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告をうけなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。
 - (iii) 判断が,仲裁付託の条項で予見されていないか,その範囲内にない紛争に関するものであるか,仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。但し,仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離され得るときは,仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は,承認し,かつ,執行することができる。
 - (iv) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が,当事者の合意に従っていなかったこと,又はかかる合意がないときは,仲裁が行われた国の法律に従っていなかったこと。
 - (v) 判断が,未だ当事者を拘束するにいたっていないか,その判断がされた国,

もしくはその法律のもとで判断がなされたところの国の裁判所により,取り消されもしくは停止されたこと。

- (b) 裁判所が次のことを認めた場合
 - (i) 紛争の対象事項が,この国の法のもとでは,仲裁による解決の不可能であること。
 - (ii) 判断の承認又は執行が,この国の公序に反するであろうこと。」
- ・ ドイツ法第1060条第(2)項も,内国仲裁判断について,執行取消原因をもって執行拒否事由とするとともに,執行宣言を求める申立てについて,仲裁判断を取り消した上,これを却下しなければならないとする(ただし,後記のとおり,斟酌しうる事由の制限がある。)。

第1060条第(2)項

「執行宣言を求める申立ては,第1059条第(2)項に掲げる取消事由の1つが存在する場合には,仲裁判断を取り消して,これを却下しなければならない。仲裁判断の取消事由について,これに基づく取消の申立てが,執行宣言を求める申立ての送達時に棄却され確定しているものについては,これを斟酌してはならない。第1059条第(2)項第1号の取消事由は,同条第(3)項に定める期間が,相手方が仲裁判断の取消を求める申立てをすることなく経過した場合にも,これを斟酌してはならない。」

* 参考 なお,上記第1060条第(2)項で言及されている同法第1059条第 (2)項及び第(3)項は,次のとおりである。

第1059条第(2)項,第(3)項

- 「(2) 仲裁判断は,次の場合に限り取り消すことができる。
 - 1. 申立人が次のことを理由づけた場合。
 - (a) 第1029条及び第1031条により仲裁契約をした当事者の一方が、この者にとり基準となる法令により能力者でなかったこと、又は仲裁契約が、当事者が準拠法とした法令により若しくはこれを指定しなかったときは本邦の法令により、無効であること、又は、
 - (b) 申立人が,仲裁人の選定若しくは仲裁手続について,適切な通知を受けなかったこと,又はその他の理由により攻撃若しくは防御方法を主張し得なかったこと,又は,
 - (c) 仲裁判断が,仲裁取決に掲げられていない紛争若しくは仲裁条項の 範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁契約の範囲を超える 判断を含んでいること。ただし,仲裁判断が,仲裁手続に服する事項と 仲裁手続に服さない事項とに分離することができるときは,後者の部分 のみを取消すことができる,又は,
 - (d) 仲裁裁判所の構成又は仲裁手続が本編の規定又は当事者の適法な合意に従っておらず,かつ,これが仲裁判断に影響したと認められること, 又は,
 - 2. 裁判所が次のことを認めた場合。
 - (a) 紛争の対象が本邦の法令に従い仲裁適格のないものであること,又は,
 - (b) 仲裁判断の承認又は執行が公の秩序に反する結果をもたらすこと。
 - (3) 仲裁判断の取消を求める申立ては,3ヶ月の期間内に裁判所にしなければならない。この期間は,仲裁判断が法定の送達規定若しくは当事者が合意した送達規定に従って申立人に送達された日から開始する。仲裁判断の送達後に第1058条の申立てがなされた場合には,この申立ての裁判が到達後最大1ヶ月の期間の延長がなされる。仲裁判断の取消を求める申立ては,仲裁判断が本邦の裁判所によって執行宣言を付されたときには,もはやこれを行うことはできない。」
- ・ また,韓国法第38条も,内国仲裁判断について,仲裁判断の取消事由のない限り, 承認又は執行されなければならないとしている。その取消事由(同法第36条第(2)

項)は,モデル法(模範法)におけると同様である。

(注)本項目は,必ずしも内国仲裁判断のみを念頭にしたものではない。モデル法(模範法)も,国際商事仲裁の概念に当てはまる限り,承認及び執行の要件に関し,内国仲裁判断と外国仲裁判断とを区別していない(後掲第35条第(1)項 8頁 参照)。ただ,後に触れるとおり,外国仲裁判断については,ニューヨーク条約等が存し,これらの条約との関係に留意しつつ検討する必要もあると考えられることなどにかんがみ,本稿においては,検討の便宜から,一応独立の項目を設けるととした。

(注)手続的(形式的)要件について

仲裁判断が法的効果を有するためには仲裁判断として法的に成立したものであることが必要であり、仲裁判断の承認及び執行の許可の裁判を求める者は、その裁判においてこの点を示す必要があると解される。このような仲裁判断の成立の立証については、例えば、後記 参考 欄のモデル法(模範法)に準じ、仲裁合意書面及び仲裁判断書の原本又は謄本(正本)の提出を要するものとすることが考えられよう。

もっとも,ドイツ法第1064条第(1)項は,仲裁判断の執行宣言を求める申立てに際し,「仲裁判断又はその認証謄本を提出しなければならない。」とし,法文上,仲裁合意書面の提出を要求していない。

なお,仲裁合意の書面性の緩和(既出第1回仲裁検討会資料4 の2 2頁以下参照)に関連し,仲裁合意そのものは書面化されていないものも仲裁合意たりうるとした場合,仲裁判断の承認及び執行の裁判の申立てに際してどのような方法で仲裁合意の存在を立証するかも問題となる。

* 参考 モデル法(模範法)第35条第(2)項

「判断に依拠し又はその執行を申し立てる当事者は,妥当に認証された判断の原本又は妥当に証明されたその謄本及び第7条に定める仲裁合意の原本又は妥当に証明されたその謄本を提出しなければならない。判断又は仲裁合意がこの国の公用語で作成されていないときには,当事者は,これらの文書の,公用語への妥当に証明された翻訳を提出しなければならない。」

なお,本項には,次のようなフットノート(注)が付されている。

「本項の諸条件は最も厳格な基準を定めることを意図したものである。それゆ えある国がより緩やかな条件を維持したとしても,模範法が達成しようとする 調和にもとることにはならない。」

2 仲裁判断の承認及び執行の裁判について

(1) 裁判の種類について

仲裁判断の承認及び執行の裁判の種類について,どのように考えるか。例えば,次のような考え方はどうか。

- ア 常に決定手続によるものとする。
- イ 原則として決定手続とし、仲裁判断の取消原因が問題となるときは、判決 手続によるものとする。
- ウ 原則として決定手続とし,裁判所が特に必要と認めるときは,判決手続によるものとする。

エ 常に判決手続によるものとする。

【コメント】

現行の公催仲裁法第802条は,執行許容のための手続を判決手続としているが,この点については,厳格にすぎるとの批判もある(中野貞一郎「民事執行法〔新訂四版〕」173頁以下 青林書院,平成12年)。執行の場面における迅速性の要請等にかんがみるときは,機動的な手続の仕組みを設けることに相応の合理性が認められるように思われる。

他方,仲裁判断取消事由を承認及び執行の許否の要件に組み入れる法制をとる場合において,仮に仲裁判断取消しの裁判を判決手続とするときは,その均衡から,承認及び執行許否の裁判もこれを判決手続とするのが素直な構成であるとも考えられる。この点については,後記のドイツ法のように,口頭弁論を行わずに決定で裁判することを原則とし,取消原因が問題となる場合に,必要的口頭弁論によるものとする法制も存する(ただし,その場合でも,裁判は決定で行うようである。ちなみに,改正前においては,口頭弁論を経たときは判決で裁判するとされていた。)。

なお,訴訟法の基本構造を異にする英米法系の国では,この種の裁判は,決 定手続の性格を有するものと解されているようである。

(参考)

- モデル法(模範法)は,裁判所の判断を「決定(decision)」(第36条第(2)項)としている。
- ・ ドイツ法第1063条第(1)項 , 第(2)項 , 第(4)項
 - 「(1) 裁判所は,口頭弁論を行わずに,決定で裁判することができる。
 - (2) 裁判所は,仲裁判断の取消が求められた場合又は仲裁判断の承認若しくは執行 宣言を求める申立てがあった際に第1059条第(2)項の取消原因が問題となる場合には,口頭弁論を命じなければならない。
 - (4) 口頭弁論が命じられない限り,裁判所事務課の調書に,申立てを記載し,かつ, 供述を記入することができる。」
- ・ 韓国法第37条第(1)項は,仲裁判断の承認及び執行の手続を判決手続としている。
 - 「仲裁判断の承認または執行は、裁判所の承認または執行判決による。」
- (注)仲裁判断の承認及び執行の裁判については,判断の効力をいかに考えるか,例えば, 執行を許可する裁判が確定した後は,仲裁判断取消しの裁判を申し立てることがで きなくなるかといった点も問題となる。

(2) 仲裁判断の承認及び執行についての裁判に対する不服申立てについて 仲裁判断の承認及び執行についての裁判に対する不服申立てについて, どの ように考えるか。例えば,通常の裁判と同様の,又はこれに準ずる不服申立手 続(控訴,抗告等)を設けるべきか。あるいは,不服申立てがされた場合には, 通常訴訟に移行し,判決手続によるものとするといった仕組みが考えられるか。

【コメント】

この点について、モデル法(模範法)には規定がない。

ドイツ法は,後記のとおり,一定限度で連邦裁判所への特別抗告を認めている (原審は,仲裁合意に掲げられた高等裁判所又はその記載がない場合には仲裁地 を管轄する高等裁判所である。)。

ちなみに,ドイツにおいては,改正前は,執行許容宣言を求める申立てについて,口頭弁論を経ないで決定で裁判することができ(口頭弁論を経たときは判決による。),決定に対しては異議の申立てが認められ,異議のあったときは,判決で裁判しなければならないとされていた(改正前のドイツ民事訴訟法第1042条 a から d まで)。

(参考)

- ・ ドイツ法第1065条
- 「(1) 連邦裁判所への特別抗告は,第1062条第(1)項第2号及び第4号に掲げる裁判について,これが終局判決によるものであり,これに対して上告がなされる場合に行われるものとする。その他第1062条に掲げる手続における裁判は,これを取り消すことができない。
 - (2) 連邦裁判所は,決定が条約又は他の法律の違反に基づくか否かについてのみ再審査することができる。以下,略。」

(注)第1062条第(1)項第4号

「仲裁契約中に掲げられた高等裁判所,又はそうした記載がない場合には仲裁地がその 管轄区域内にある高等裁判所は,以下の申立てに関する裁判において管轄権を有する。

- 4 仲裁判断の取消(第1059条)若しくは仲裁判断の執行宣言(第1060条以下)又は執行宣言の取消(第1061条)」
- ・ 韓国法第37条第(1)項は,仲裁判断の承認及び執行は,裁判所の承認又は執行判決 によるとしており,他方,これに対する上訴についての特別規定は見あたらない。

外国仲裁判断の承認及び執行について

(前注)外国仲裁判断の概念について

- (1) 外国仲裁判断の概念,あるいは内国仲裁判断といかに区別されるかといった問題については,旧来争いがあるが,次のようなに分類する例がある(小島武司「仲裁法」 青林書院,平成12年)。
 - ア 準拠法説(仲裁契約の準拠法又は仲裁手続の準拠法を基準とする。)
 - イ 手続地説(仲裁手続が行われ,仲裁判断がされた地を基準とする。)
 - ウ 折衷説 (準拠法又は手続地のいずれかが外国のものであれば,外国仲裁判断 であるとする。)
- (2) この点に関連し、ニューヨーク条約第1条第1項は、次のとおり規定する。 「この条約は、仲裁判断の承認及び執行が求められる国以外の国の領域内において され、かつ、自然人であると法人であるとを問わず、当事者の間の紛争から生じた 判断の承認及び執行について適用する。この条約は、また、仲裁判断の承認及び執 行が求められる国において内国判断と認められない判断についても適用する。」

この規定は,基本的に手続地説に立ちつつ(前段),当事者による仲裁手続の準拠法の選択を認めた上で自国法以外の法を仲裁手続の準拠法とする仲裁判断を外国仲裁判断とみる国があることを念頭に,後段において,準拠法説の立場から内国仲裁判断とは認められない仲裁判断についても同条約が適用されることを定めたものであり,妥協的産物とされている(高桑昭「注解仲裁法」364頁以下 青林書院,昭和63年)

我が国では,従来,準拠法説が多数であった。手続地説によれば,我が国を仲裁地としてされた仲裁判断は,すべて内国仲裁判断となるから,そのような仲裁判断の中に同条約第1条第1項後段に該当するものは存しないことになる。

1 仲裁判断執行力具有の原則並びに承認及び執行の要件について

仲裁判断の執行について,どのように考えるか。例えば,後記のモデル法(模範法)に倣い,仲裁判断は,それがされた国のいかんにかかわらず,所定の要件及び手続の下に承認され,執行することができるものとしたうえ,その要件について,ニューヨーク条約を国内法化し,同条約に準じた要件の下で承認及び執行を認めることとし,この点についての規定を設けるものとすることはどうか。

【コメント】

モデル法(模範法)は,後記のとおり,国際商事仲裁の大枠の中で,内国仲裁判断と外国仲裁判断とを区別せず,同一の要件の下で承認・執行されうるとしている。

仲裁の国際化の観点からは,前記の例示した考え方のように,ニューヨーク 条約の規律と同様の要件を定めることが考えられる。そのような規律を採用す ることにより,仲裁の実質的な統一法に向けて一歩踏み出すことになるといえ よう。 ドイツ法は,後記のとおり,外国仲裁判断の承認及び執行は,ニューヨーク 条約に従う(ただし,その他の条約における規定の適用は妨げられない。)と している。

(参考)

- ・ モデル法 (模範法) 第 3 5 条第(1)項
 - 「仲裁判断は,それがなされた国のいかんにかかわらず,拘束力あるものとして承認され,管轄を有する裁判所に対する書面による申立があれば,本条及び第36条の規定に従い,執行されなければならない。」
- ドイツ法第1061条
 - 「(1) 外国仲裁判断の承認及び執行は,1958年6月10日の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(BGB .1961 ,S.121)に従う。仲裁判断の承認及び執行に関するその他の条約における規定は,妨げられない。
 - (2) 執行宣言を拒否すべき場合には,裁判所は,仲裁判断が内国において承認されないものであることを確定する。
 - (3) 執行宣言を付された仲裁判断が外国において取り消された場合には,執行宣言の取消を求めることができる。」
 - · 韓国法第39条第(1)項
 - 「外国仲裁判断の承認および執行に関する協約の適用を受ける外国仲裁判断の承認 または執行は,同協約による。」
- 2 外国仲裁判断の承認及び執行の手続について

外国仲裁判断の承認及び執行の手続について,どのように考えるか。例えば, 内国仲裁判断と同様の規律に従うとすることでよいか。

【コメント】

モデル法(模範法)は,前掲第35条,第36条のとおり,「それがなされた国のいかんにかかわらず」として承認及び執行の対象となるとして,格段の区別はしていない。

3 その他

その他に外国仲裁判断の承認及び執行について、論ずべき事項があるか。

その他

その他に仲裁判断の承認及び執行に関し,論ずべき事項があるか。